

令和 6 年度 第 8 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 6 年 1 1 月 2 2 日（金） 午後 2 時 3 0 分
会 議 場 所	松伏町役場第二庁舎 3 階 3 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 2 時 3 0 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 1 5 分
議 長	山崎 久俊

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	永 野 浩 司	○	2	岡 野 正 幸	×
3	須 賀 喜佐子	○	4	藤 江 健 広	×
5	横 川 朝 治	○	6	岡 田 嘉 男	○
7	石 塚 要	○	8	鈴 木 洋 子	○
9	柴 田 光 善	○	1 0	小 島 康 平	○
1 1	竹 内 隆	○	1 2	八 木 大 輔	×
1 3	高 橋 實	○	1 4	山 崎 久 俊	○
	三反崎 善 隆（最適化推進委員）	○		舩 田 晃（最適化推進委員）	×
	山 崎 富 康（最適化推進委員）	○		砂 川 進（最適化推進委員）	○
	小 島 雄 一（最適化推進委員）	○		滑 川 浩（最適化推進委員）	○
	内 藤 玉 江（最適化推進委員）	○			

事 務 局	事務局長 後藤 事務局長補佐 八子 主事 林 一般事務員 片山
-------	------------------------------------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 日程第 2 諸報告について
 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
 日程第 4 議案第 2 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見を求める件について
 日程第 5 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出書の受理について

会 議 の 件 名	議 事 録
1. 開 会	後藤事務局長が開会を告げる。午後２時３０分 【あいさつ】 ◎事務局長 皆さんよろしくお願いいたします。 ただいまより令和６年度第８回松伏町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。 先日、県議会議員の旗振りで県の農林部と夏の高温、カメムシの被害につきまして意見交換会をすることができました。それと同時に松伏町の農業委員会、農政担当は県やＪＡ、全農と今回の低作について指導を受けましたが、みなさんに安心を与える情報がなかったことから、私どもで働きかけ関東農政局にお伺いする機会を得ました。これは県の意見交換会と時期が重なったことから、県も同行した中で関東農政局に出向きました。 その後、春日部のＪＡをお借りして国会議員や県議会議員を含めた意見交換会がありました。その中で当農業委員会の藤江委員の圃場について報道されたり、各所で同じような農業被害についての話題が持ち上がってまいりました。それを受けて昨年度にございました高温障害の調査が町の方に来ております。重ねてカメムシの被害や今後の防除についての調査も来ておりますので、国や県の動向を注視しながら皆様方に安心できるような情報を早期に収集しお伝えできるようにと思っております。 それでは、開会にあたりまして、山崎会長ご挨拶をお願いいたします。 ◎会長 皆さんよろしくお願いいたします。 この夏については大変なカメムシ被害、猛暑という形でありました。１１月２０日の農業新聞で全国では１０１という作況指数でしたが、埼玉県では９７、埼玉県東部については９６とやや不良というニュアンスになります。コシヒカリの早生の時はまあまあの収穫で相場も高くて今年はいいい形かと思っていましたが、中生や晩生においては２俵、３俵、下手すると３０kgと一反で一袋も取れないということでした。ある農家ではコンバインの吐き出し口の籾を取って、今後の冬の作業や耕起等を行う形をとっていました。お米を一生懸命にやっている大規模農家さんには大きな痛手であったと思います。 役場では県議会議員の方に来ていただいて現時点の稲作の実態について穂を持ち寄って見てもらい確認していただきました。またＪＡ南埼玉の春日部本店にて国会議員の方に同席いただいて松伏、吉川だけではなく蓮田、久喜の農家の方にも来ていただいて、お米に限らず果樹等々のカメムシ被害等があった実態をお話ししました。行政は国、県、市町という形になりますが、大変苦慮しているのは末端の農家であります。そのような中で、町では地域農業をフォローするため色々活動していただいており、良い方向性が出せればと思っております。 それでは、慎重審議よろしくお願いいたします。 これより開会いたします。 ◎事務局長 ありがとうございます。それでは会長は総会の議長となることとなつ

日程第 3

【議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請書の承認を求める件について】

◎議長

続いて、日程３議案第１号農地法第５条の規定による許可申請書の承認を求める件について上程いたします。

時間短縮のため、朗読は省略いたします。

それではNo.1 について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は1ページです。土地利用計画図は1ページになります。

申請地は〇〇〇〇〇番、地目は田、〇〇〇m²の農地です。

申請人は〇〇〇〇〇番地に本社を構えている〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇に居住されている〇〇〇〇さんです。

転用目的は〇〇〇〇び〇〇〇〇です。

転用理由について、申請地を選定した理由は土地選定の際に設けた立地条件と面積条件に適っていたからです。

現在、私は申請地に隣接する〇〇〇番の土地に事務所を構え、事業を行っています。事業内容は、〇〇業務と〇〇〇〇業務です。事務所敷地内に〇〇〇〇と〇〇〇〇、〇〇〇〇を設けています。また、事務所から〇〇〇〇ほど離れたところに〇〇〇〇の駐車場を〇〇台分借りています。

事務所敷地内には〇〇〇〇〇〇〇〇を設けていますが、〇〇〇〇の出し入れのたびに〇〇〇〇の入れ替えをする必要があります、作業効率が良くないとともに、場所が狭いため安全面においてこれまで懸念を抱いてきました。また、〇〇〇〇に〇〇〇〇を〇〇〇〇借りていますが、〇〇〇〇が足りていない状況が継続的にあり、〇〇〇〇に〇〇〇〇〇〇の不足がありました。

加えて、ここ数年〇〇〇〇業務及び〇〇〇〇ともに受注が増えています。そのことにより、現状〇〇〇〇がより手狭になっています。そして、今後も受注が増えてゆく見込みがあります。

今後事業が拡大してゆくことを見据え、十分な広さを持つ〇〇〇〇と〇〇〇〇を整備することになりました。

そうした中、土地をいくつか検討しましたが条件に適した土地を見つけることができませんでした。

そこで申請地の土地所有者に相談したところ、地権者様が申出地が長年にわたり休耕田となっていることもあり、今回の申出地を〇〇〇〇と〇〇〇〇として使用することに快く同意してくださいました。

以上の理由から申請をされました。

工事期間は許可日から令和〇年〇月〇〇日を予定しています。

敷地内は砂利敷きで一部アスファルト舗装です。

被害防除対策については新設 CB を設置します。

資金計画について、造成費〇〇〇万円です。賃貸借のため用地費はございません。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。

また令和〇年〇月〇〇日に農振除外済になっております。

説明については以上です。

日程第 4	◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。 ◎岡田委員 11月18日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。 以上、ご審議よろしく申し上げます。 ◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 ◎竹内委員 この会社は業務を自社でやっているのでしょうか。〇〇〇〇もないし、これほどの敷地がいるのでしょうか。 ◎事務局 会社には〇〇〇〇がおり、〇〇〇〇の〇〇〇〇については〇〇〇〇の車検証をいただいて確認しております。 ◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 承認に賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員です。 よって、本案は承認されました。 【議案第2号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見を求める件について】 ◎議長 続いて、日程4議案第2号の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見を求める件について上程いたします。 No.1とNo.2は同じ譲渡人で〇〇〇〇、〇〇〇〇であることより一括上程させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。 (異議なし) それではNo.1とNo.2について合わせて事務局から説明をお願いします。 ◎事務局 今回、除外が3件あります。白地ではなく、青地になります。ここは基本的には農地以外は認められない場所ですが、町では年に2回農業振興地域からの除外の申請を受け付けています。担当は各部門から意見を集約し、やむを得ないものなのか、支障があるものなのかを農業委員会で審議して、意見を求めるものになります。
--------------	--

それではNo.1 とNo.2 は関連性のある議案となりますので、続けて説明の方をさせていただきます。

まずNo.1 について案内図は2 ページです。土地利用計画図は2 ページになります。

申出地は〇〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は〇〇〇㎡の農地と、同所〇〇〇番地〇の一部、地目は畑、面積は〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡です

計画者は〇〇〇〇に居住されている〇〇〇〇さんです。

土地所有者は〇〇〇〇〇〇〇〇に居住されている〇〇〇〇さんです。

申請内容は〇〇〇〇〇です。

申請理由については、現在私ども〇〇は、〇〇で〇〇と〇〇しております。〇〇の家も〇〇年以上の建築物であり、ここで〇〇〇〇は新たに独立して生活をしたく〇〇に相談したところ、現在の〇〇〇〇の地続きに〇〇〇〇を建てられる敷地があるということで、今回申請に至りました。〇〇の前ですの〇〇〇〇達も不便な思いをしないで生活できると思います。周囲も〇〇〇〇や〇〇〇〇・〇〇〇〇などで農地には支障ありません。

以上の理由から当該地を申請されました。

建物は2階建てです。

排水については合併浄化槽7人槽を設置し用排水路に放流の予定です。

No.1 の説明については以上です。

続いてNo.2 の説明に移らせていただきます。

案内図は3 ページです。土地利用計画図は3 ページになります。

申出地は〇〇〇〇〇番地〇の一部、地目は畑、面積は〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡です

計画者と土地所有者は〇〇〇〇〇に居住されている〇〇〇〇さんです。

申請内容は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇です。

申請理由については、私どもは〇〇〇〇〇に亡くなった〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇の〇〇を受け現在に至っております。〇〇〇〇〇の詳細は分かりませんが、土地の形状が、〇〇〇〇〇のため変形的な敷地であります。

また、隣接地に〇〇〇〇〇の一部を利用して〇〇が独立して〇〇〇〇〇を建てるという事で敷地面積が減りますので、これから使い勝手良く目の前の農地の一部を敷地拡張したく申請致しました。既存の〇〇〇〇〇と合わせて〇〇〇㎡以内に抑えております。残地の農地については約〇〇〇㎡程度残りますので家庭菜園として活用します

以上の理由から当該地を申請されました。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎岡田委員

11月18日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎高橋委員

県道までつながっている〇〇〇-〇の土地は〇〇さんの土地でしょうか。

◎事務局

〇〇〇-〇並びに〇〇〇-〇や〇〇〇-〇は宅地であり、〇〇さんの所有です。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより意見を求めます。
やむを得ないに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。
よって、本件はやむを得ないとされました。

つぎにNo.3 について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は4 ページです。土地利用計画図は4 ページになります。
申出地は〇〇〇〇〇〇番〇、地目は田です。面積は〇〇〇㎡の農地です。
計画者は〇〇〇〇にありますが〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。
土地所有者は〇〇〇〇に居住されている〇〇〇〇さんです。
申請内容は〇〇〇〇です。

申請理由については、弊社は〇〇〇〇を営む会社です。本店は〇〇の〇
〇で登録しており営業所は〇〇〇〇に構えております。〇〇〇〇の方に〇
〇や〇〇の〇〇業務を提供するため〇〇の見本や〇〇の〇〇〇〇〇〇、〇
〇場所を確保したく相談地へ〇〇〇〇を建築したいので申請致します。

現在の〇〇市にある営業所は賃貸しており、住宅地の中なのでお客様に
来社いただくにもわかりづらく、二階が〇〇〇〇になっているので、高齢
のお客様に階段を上がっていただくのも申し訳ないと感じています。

現在の営業所では、〇〇〇〇と〇〇〇〇で手狭になってしまい業績も好
調なため自社で〇〇〇〇を建築したいと思い、敷地の選定へといたりまし
た。

以上の理由から当該地を申請されました。

建物は2 建てです。

被害防除対策については、新設ブロックフェンスを設置して被害防除を
行います。

排水については、浄化槽を設置しU 字溝へ排水します。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願いま
す。

◎須賀委員

1 1 月 1 8 日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備
はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

日程第 5	◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 ◎竹内委員 この議案は所有権移転になるので資金計画について知りたい。またブロックの高さとフェンスの種類について教えてください。 ◎事務局 資金については、これから除外に入りますので所有権移転の契約がされていない状態であることより金額が確定していません。これから除外が下りて農地転用の時に資金について説明できると思います。 またブロックの高さとフェンスの種類についても、現状は除外の計画になるので細かい計画について提示はされていません。 ◎議長 以上質疑なしと認め、これより意見を求めます。 やむを得ないに賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員です。 よって、本件はやむを得ないとされました。 【報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出書の受理について】 ◎議長 続いて、日程 5 報告第 1 号について事務局報告願います。 ◎事務局 〇〇地区において、市街化区域の届出がありましたのでご報告させていただきます。 ◎議長 以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 その他として、委員または事務局から何かありますか。 ◎事務局 ・来月の総会日時について ・4 市町農政研究会について ◎議長 その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。 閉会の挨拶を、高橋会長職務代理よりお願いします。 ◎高橋会長職務代理 慎重審議ありがとうございました。 引き続きですが、カメムシについてお話しします。なぜコシヒカリが取れて、その後は取れなかったかという、コシヒカリの時は越冬したカメムシのみだったですが、そのあとは越冬したものに加え繁殖したカメムシ
--------------	---

	のため被害が大きくなったものです。2年前ほどから北部では被害があったとのことですから、今後は効果的な対策を講じて米作していただけたらと思います。 本日はお疲れ様でした。
--	--